



事業利用の案内（その1）



# 石垣市子どもの居場所

## 子どもホッとステーション

案内

「石垣市子どもの居場所」とは…

放課後から家庭へのつなぎの場として、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所です。

信頼できる支援員から、家庭学習を見てもらったり、みんなで一緒に料理をしてご飯を食べたりして、楽しく過ごせる場所です。

家庭学習を支援して、  
学習の習慣化と学習意欲の向上をめざします  
**（学習支援）**



夕食の提供や調理実習で自炊力を身に付けます  
**（食育支援）**



子どもの居場所



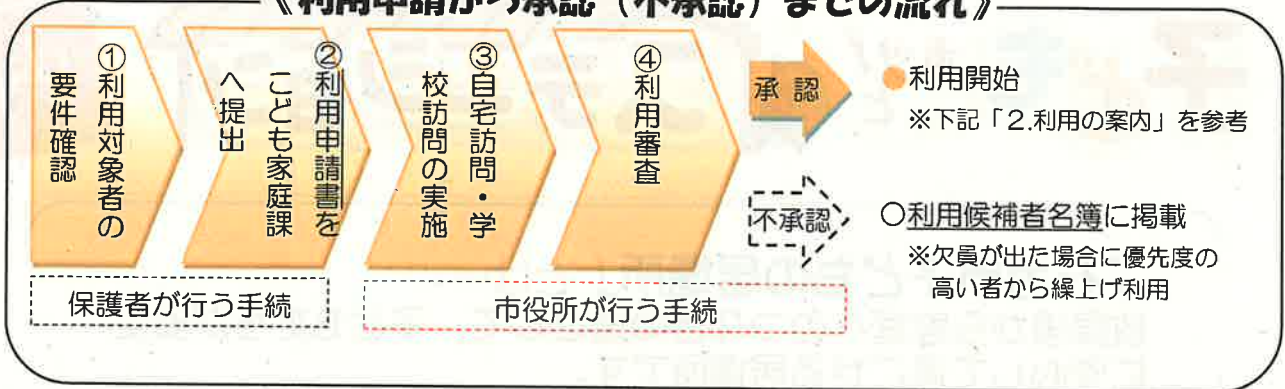
挨拶や正しい言葉使い、様々なルールなど基本的な生活習慣を身に付けます  
**（生活指導）**



利用に関する詳細は、裏面をご覧ください

## 事業利用の案内（その2）

### 《利用申請から承認（不承認）までの流れ》



### 1. 利用の申請

<b>利用対象者</b>	本市の小中学校に在籍し、次の項目に該当する児童生徒 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護を受けている世帯に属する児童生徒</li> <li>・学校の就学援助制度を利用する(予定のある)世帯に属する児童生徒</li> <li>・その他、通所が必要と市長が認めた世帯に属する児童生徒</li> </ul>
<b>必要書類</b>	石垣市子どもの居場所事業(新規・延長)利用申請書(様式第4号) ※保護者の同意署名が必要です。
<b>申込み方法</b>	こども家庭課へお問い合わせ下さい。 ※こども家庭課(87-9064)
<b>利用審査</b>	一定の審査を行います。 ※自宅訪問等を行い生活状況や学校生活状況を確認させていただきます。 ※審査によって利用ができない場合もあります。
<b>募集期間</b>	※今年度は定員に達しているため、空き次第ご案内いたします。

利用開始

### 2. 利用の案内

<b>利用期間</b>	令和6年4月9日～令和7年3月31日 ※利用資格が無くなった場合は、利用期間満了を待たずに終了とする。
<b>開館日・利用時間</b>	月・火・水・木・金 (週に数回程度) 14:00-21:00
<b>通所方法</b>	保護者送迎を基本とするが、送迎も可 ※事情のある場合はご相談ください。
<b>利用料</b>	無料

### 3. 申請の提出&問い合わせ先

石垣市役所 こども家庭課 福祉係 (平日) 8:30~17:15

TEL (0980) 87-9064 FAX (0980) 82-8055